

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は7名の委員で構成。

(9月29日開催)

○委員会付託案件の審査

- ・平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

特別会計決算総額	【歳入】	106億4070万8711円
	【歳出】	103億8218万4196円
水道事業会計決算総額	【収益的収入】	11億0561万6230円
	【収益的支出】	11億1888万6369円
	【資本的収入】	2億7130万0000円
	【資本的支出】	5億9302万3601円

○審査内容

Q 国民健康保険特別会計の歳入について、各項目の収入未済額と不納欠損額^{※1}が年々増えているようですが、この件数と不納欠損の理由を伺います。

A 件数は、執行停止後3年経過したものが238件で5626万465円。納入納付義務の即時消滅が11件で146万5400円。不納欠損の理由は、外国人の帰国、財産調査の結果金融機関に残高がない場合等です。国民健康保険税は、所得がなくても均等割と平等割がかかってしまうことも未納の理由と思われる。

※1 不納欠損とは、詳細な調査においても生活状況から明らかに徴収が困難と認められ、一定期間が経過したもの、破産や競売など法律手段にかかわり徴収が困難なもの、また国外退去など居所が不明なものなど、法律に該当し納税義務を消滅させること。

Q 下水道事業特別会計で、原子力損害賠償金の40万3200円とは。

A 福島原発事故に伴っての賠償金です。支出内容は、検査手数料、汚泥の搬出料金です。いつまで支払われるかは今のところ示されておりません。

Q 下水道事業特別会計の歳入で、公共下水道の滞納繰越分の金額が大きいです。

A 使用料の徴収は、現在第一環境株式会社に委託しております。前々年度99.8%の徴収を条件に委託しております。しかし、ここに上がっている滞納繰越分は、委託する前の市独自に徴収していたころの金額が計上されております。よって、現段階では全部回収できております。

Q 農業集落排水事業については、使用料を上げないと経営が成り立たなくなるのでは。

A 農業集落排水事業の費用効果を見ると、なかなか単独ではできません。使用料は、3倍以上上げないと追いつかない状況ではありますが、公共下水道との関連があるので単純に値上げができる状況ではありません。